

令和3年9月8日

幼稚園保護者 各位

新宿区教育委員会事務局

学校運営課長 広瀬 岳平

(公印省略)

### 施設等利用費の交付手続きについて（依頼）

幼児教育・保育の無償化に基づき、幼稚園保護者の皆さまに令和3年4月分から令和3年9月分までの施設等利用費の給付（無償化に対応した給付）について、下記のとおりご案内させていただきます。手続きを行っていただかないと、施設等利用費のお振り込みができません。漏れが無いように内容のご確認をお願いします。

#### 記

#### 1 今回給付される施設等利用費の対象期間

令和3年4月から令和3年9月まで

#### 2 施設等利用費の交付手続きについて

以下の手順に沿ってお手続きください。

##### 手順1

「施設等利用費交付請求書」を作成してください。

作成にあたっては、別紙「施設等利用費交付請求書」【作成例】を、必ず確認してください。

##### 手順2

作成した「施設等利用費交付請求書」(※)を、令和3年10月6日(水)までにお子さんが在籍する幼稚園に提出してください。

お子さんが幼稚園を退園するなどの理由により、幼稚園へ期限内の提出が難しい場合には、新宿区学校運営課幼稚園係（住所裏面下部参照）に郵送でご提出ください。

※ 「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の内、お子さんが在籍する幼稚園以外に、認可外保育施設、一時保育及び病児・病後児保育をご利用されている方は、無償化の対象になる場合があります。（詳細は項番4(3)を参照)ご自身でご利用施設に「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)」の作成を依頼し、受け取ってください。「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)」の様式は本通知と一緒にお配りしています。

受け取った「領収証兼子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等)」は、上記手順2で説明した提出物に合わせて園へご提出ください。

#### 3 施設等利用費の入金時期

令和3年11月中の入金を予定しています。

ただし、園への提出締切である令和3年10月6日を過ぎてから書類の提出があった場合は、入金時期は12月以降にずれ込むことがあります。

#### 4 施設等利用費の制度説明について

##### (1) 幼稚園の保育料

幼稚園の保育料に対して、施設等利用費として月額 2 万 5,700 円を上限に新宿区からお支払いします。(保育料が月額 2 万 5,700 円以下の場合は、その金額まで。例外として、国立大学法人附属幼稚園は、月額 8,700 円を上限とします。)

※ 施設等利用費(国の制度)に、東京都と新宿区の独自補助を加えると上限月額 3 万 2,000 円の補助になります。補助の内訳等については、以下の表のとおりです。

合計 3 万 2,000 円 (月額)			
保育料の補助内訳	国の制度 2 万 5,700 円	東京都の制度 1,800 円	新宿区の制度 4,500 円
	今回手続きをお願いする施設等利用費はこの部分になります。	東京都と新宿区の補助金の支給手続きは、既に依頼済みです。(3 枚複写式の申請書) 手続きがまだお済みでない方は令和 4 年 3 月 31 日までに申請してください。	

##### (2) 預かり保育の利用料に対する補助について

保護者の就労などにより「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方については、幼稚園の預かり保育の利用料に対し月額 1 万 1,300 円、日額 450 円を上限に補助します。

【参考：預かり保育の利用料に対する補助金額の算出について】

月ごとに以下のアとイを比較し、低い方の金額が補助金額となります。

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額

イ 預かり保育を利用した日数×450 円

例：月に預かり保育を 15 日利用し、その利用料として 9,000 円を支払った場合

ア 預かり保育の利用料として園に支払った総額→9,000 円

イ 預かり保育を利用した日数×450 円→15 日×450 円=6,750 円

⇒アとイを比較して低い金額となる 6,750 円が補助金額となります。

##### (3) 認可外保育施設等の利用

「保育の必要性の認定」を受けた園児保護者の方で、在籍している幼稚園で預かり保育の提供時間が少ない場合(平日の預かり保育の提供時間が教育時間を含め 8 時間未満または年間提供日数が 200 日未満)は、認可外保育施設等の利用料も補助対象になります。幼稚園の外に認可外保育施設等を利用した場合、補助対象となるかは各幼稚園に確認してください。この場合の補助金額は 1 万 1,300 円から幼稚園の預かり保育利用料を差し引いた額になります。

【問合せ先】〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係(区役所第一分庁舎 4 階 2 番窓口)

電話 03-5273-3103(直通) FAX03-5273-3580